

避難行動要支援者支援活動の取組み

進め方のヒント

地域助けあいの仕組みづくり

世 田 谷 区

避難行動要支援者支援活動とは

大きな災害が発生した時は、自ら避難することが困難な方々もあられ、地域の中での助けあいが重要になります。

そこで、世田谷区では、協定を結んだ町会・自治会に対して、災害時に援助を必要とする方の名簿を提供し、助けが必要な方（避難行動要支援者）と、援助する方とを結びつける取り組みを進めています。

※避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、身体の障害等により災害時に自力で自宅外へ避難したり、自ら救出を求めたりすることが困難な方

このマニュアルの目的

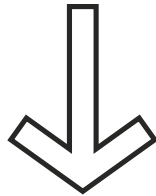
避難行動要支援者支援の取り組みを進めるためには、町会・自治会の協力が必要です。

このマニュアルは、取り組みを始めようと思ったとき、どのように進めて良いか分からない時のヒントをまとめたものです。

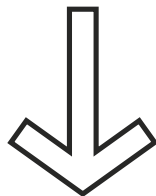
ぜひあなたの町会・自治会でも、避難行動要支援者支援に取組み、地域全体での防災力を高めてください。

避難行動要支援者支援の取組みを始めようと思ったら

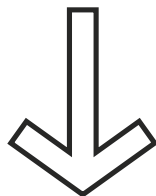
町会・自治会の中で制度についての理解を深めましょう。



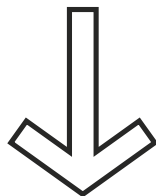
実行委員会、準備委員会などを開催し、メンバーを集めましょう。



町会・自治会で取組みを始めることを合意し、協力者を増やしましょう。



区と協定書を締結します。



名簿を受け取ります。



次ページへ

回覧板や会報などで主旨を伝えます。役員会などで、一度で賛同が得られないときは無理をせず、区の担当者などに声をかけて講習会などを開いてみてはいかがでしょうか。準備に2年かけた、という町会・自治会もあります。

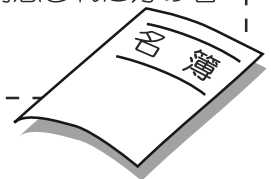


一緒に活動するメンバーを集めましょう。地域のことを良く知っている民生委員にご協力いただくことが重要です。

決まったことを回覧板などで周知し、町内に伝え、協力者を募りましょう。協力が得られそうな近隣商店街、大学、企業などへも声をかけてみましょう。



この間に区では、要支援対象者に名簿登録のご意思を確認し、同意された方の名簿を作成します。



名簿の管理は、町会長さんと民生委員が行っている例が多いようです。

いよいよ本格的に活動を開始します

名簿をもとに、支援の体制づくりをしましょう。



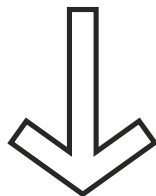
支援者、協力者で集まり、支援の方針や今後の進め方を決めましょう。



支援者、協力者で要支援者の訪問をしましょう。



支援者、協力者で再度集まり、課題や今後の進め方を相談しましょう。

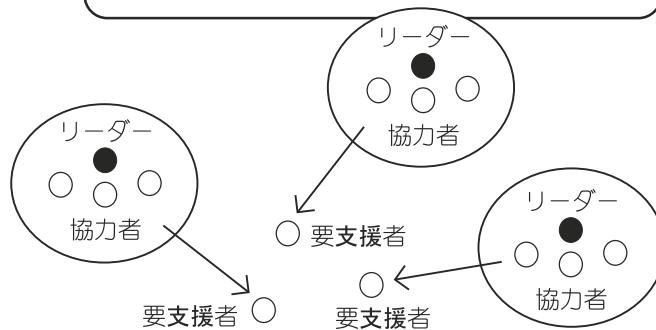


日頃からの活動を継続しましょう。



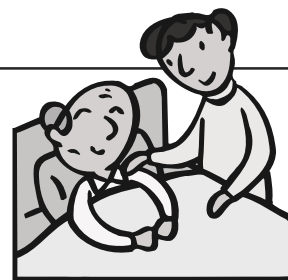
次ページへ

要支援者ごとに担当を決めましょう。ひとりで対応せず、グループをつくって、担当すると良いでしょう。

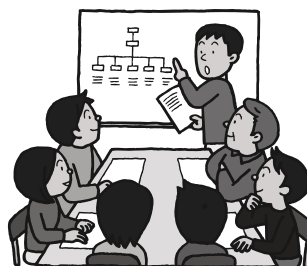


可能であれば、区の担当者に同席してもらい、疑問点などに対応してもらいましょう。

グループで要支援者を訪問し、顔合わせをしましょう。最初は先方の理解が十分でない場合などもあります。無理をせず進めましょう。



ある程度顔合わせが進んだら、再度みんなで集まり、課題や困りごと、今後の進め方のアイデアなどを話し合ひましょう。年に2～3回、定期的集まるのも良いでしょう。

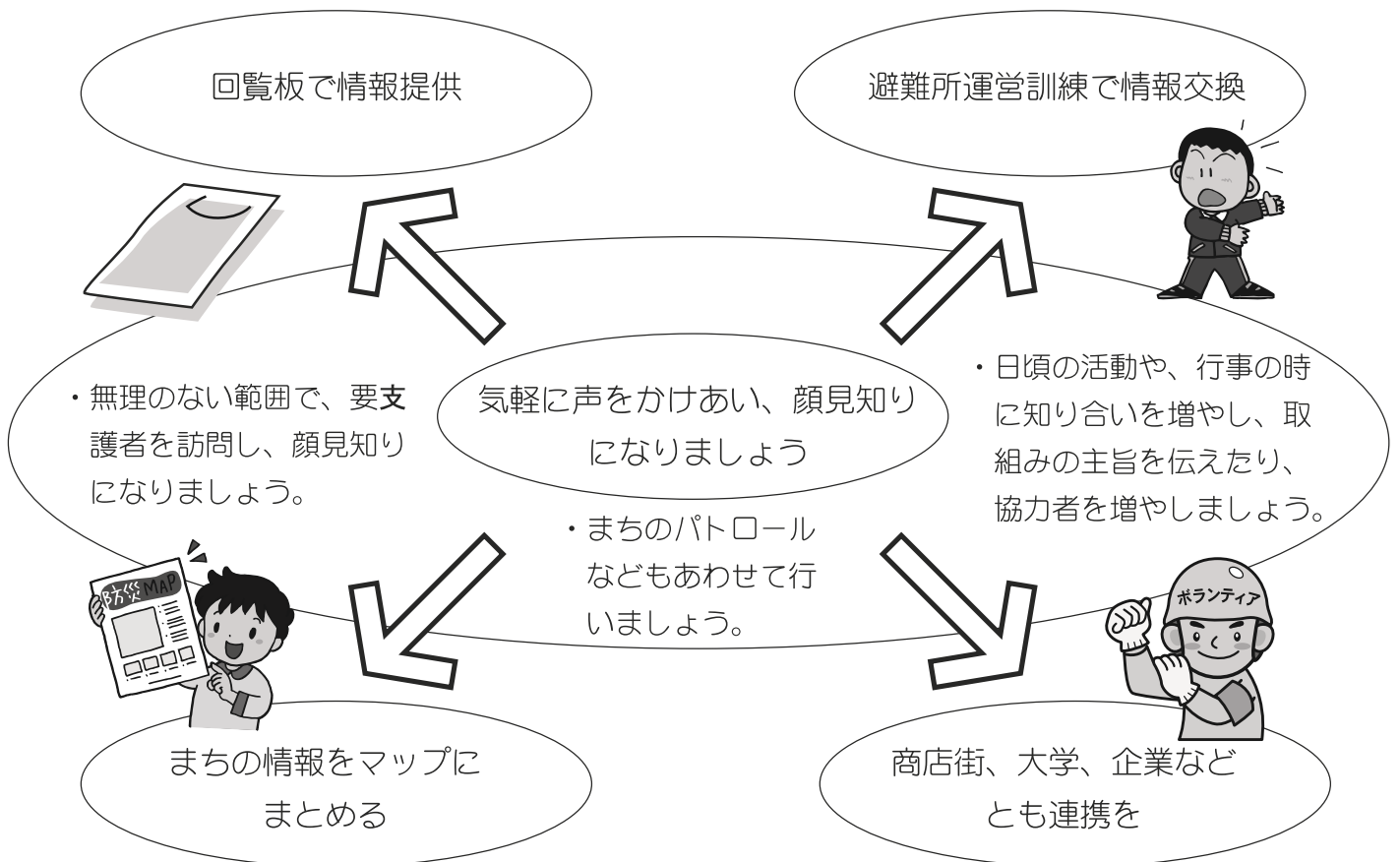


日頃の活動はどんなことをすれば良いの？

災害が起きたとき、普段以上のことはなかなかできないものです。この取り組みは、日頃からの地域助けあいの仕組みづくりを行い、いつも心に防災の視点を持つことで、総合的なまちの防災力を高めようとするものです。

- ・会報、掲示板なども活用して取り組みの様子を地域の方に伝えましょう。

- ・避難所運営訓練で要支援者の安否確認や援助要請の手順などを確認しましょう。



- ・まちの危険箇所の把握や、より安全な避難路、協力いただける工務店など（ジャッキや工具類があり、いざというときに頼りになります）を把握しましょう。

※要支援者のお住まいは個人情報なので、マップに位置を記載する場合は、グループ内のみで共有するようにしましょう。

- ・町会・自治会の役員は難しくても、避難所運営訓練や行事、いざという時には、協力したいという方も多いようです。
- ・近くに大学などがある場合は、事務局等を通して声をかけてみましょう。

※ここにあげた活動は一つの例ですので、町会・自治会の状況等に応じて、できるところから進めてください。

いざという時には何をすれば良いの？

・まずはご自身と家族の身を守る
ことが基本です

・要支援者の安否確認（けがの有無、
状態など）を行います。

無理は禁物、一人で抱え込まず、声を出して
地域みんなで協力しあいましょう。

・周りの方にも、要支援者がいるこ
とを伝えましょう。

・必要に応じて行政機関などに
援助の要請を行いましょう。



- ・災害時には普段以上のことはなかなかできません。日頃
の関係づくりが大切とされています。
- ・お互いさまの気持ちで、自分ができるところをして、災害
時を乗り越えましょう。

関連資料や便利用品

○取り組みへの理解を深めるために

『避難行動要支援者支援の取り組みにつ
いて』パンフレット（世田谷区）

○その他作っておくと便利なもの

- ・協力員名簿（いざというときに頼りになる
協力員の連絡先をつくっておきましょう）
- ・地域の防災マップ（公共施設や避難場所の
位置、比較的安全なルート、危険箇所など
をまとめておきましょう）

○訪問時に

- ・身分証明書（写真入りで信頼感を与えます）
- ・訪問カード

※緊急時の連絡先などをお聞きするとともに、訪問時にお
話した内容などの備忘録としてつくっておくと、情報共
有するときに便利です。たとえ全項目でなくとも、聞き
取れる範囲で記入するだけでも有効な情報になります。



訪問カード

氏名
住所
性別 年齢
緊急の連絡先
訪問日時
訪問時の様子 など
訪問者

避難行動要支援者支援の取組みQ&A

Q (質問)

自分の地域でも取組みたいと思いますが、なかなか賛同が得られません。

A (回答、考え方のヒント)

無理をして始めても継続しなかったり、少数の人に負担が集中してしまうおそれがあります。まずは講習会を開いたり、避難所運営訓練の機会などに、区の担当者や経験者からお話を聞く機会を設けてはいかがでしょうか。

Q (質問)

支援をするメンバーはどんな人がいますか。



A (回答、考え方のヒント)

町会・自治会の役員と民生委員が中心となり、町会会員から協力者を求めている例が多いようです。「町会の役員になるのは難しいけれども、いざというときのお手伝いはしたい」という方もいらっしゃいます。いろいろな機会に声をかけてみましょう。

Q (質問)

個人情報保護の点から名簿はどこまで公開して良いのですか。

A (回答、考え方のヒント)

町会・自治会長さんが全ての要支援者の方の名簿を持ち、グループのリーダーの方が、自分の受け持ちの方の名簿を持っているという例が多いようです。

Q (質問)

要支援者の方を訪問するときに、きちんとしてご理解いただいているのか不安です。



A (回答、考え方のヒント)

制度の主旨を十分に理解していない方、名簿の公開を同意したことを忘れていない方などもいらっしゃいます。なかなかお会いできない、訪問の主旨をご理解いただけない方は、無理をせず、ご近所の方と知り合いになって情報を共有したり、折りを見て再度訪問するなど、ゆるやかに見守るようにして、災害時に安否確認ができる体制をつくっておくことが大切です。

Q (質問)

災害時には自分のことで精一杯になってしまうのでは。どこまで何をすれば良いのでしょうか。

A (回答、考え方のヒント)

まずは、ご自身とご家族の安全を守ることが前提です。なお、活動の基本は、安否確認と要支援者の方がいることを周囲や消防の方に伝えることです。ひとりで何とかしようと思わず、できるだけ多くの方と協力しましょう。そのためにも日頃のおつきあいが大切です。

これらはひとつの考え方です。町会・自治会の状況等によってさまざまです。不明な点は、まちづくりセンター、総合支所の地域振興課などへお気軽にご相談ください。

取組みを始めている町会・自治会では

平成29年3月末現在で、94町会に取組みがひろがっています。取組みをはじめた町会・自治会の会長さんからお話をうかがいました。

上馬・駒沢明和会（井上会長） 協定締結日 平成20年5月

平成20年2月に世田谷総合支所で行われた地域懇談会で、取組みの事例をお聞きしました。高齢化が進む中で、震災時などに生命を守るために何をしたらよいかを考えたところ、日常の中で要援護者支援の仕組みをつくる必要があるのではないかと思い、役員に話してみました。

町会では、民生委員5人に役員をやっていただいております。民生委員から「災害が起きたときに急に何かをしようとしてもだめで、日常の活動を積み上げていく必要があるのではないか」というお話が出ました。

そこで、実行委員会を開いたところ「個人では無理でも、皆で支え合えばで

きるのではないか」ということになりました。

その後、隣接する地域の民生委員の方2名も快く引き受けてくださいました。民生委員の方がいなければ難しかったと思います。

現在、7名のリーダーと約20数名のサポート員が7班に分かれて、32名の要援護者の方と顔合わせをしています。

平成21年3月に報告会を開き、各班で面談状況の話し合いと、情報交換を行いました。未永く続く仕組みとしていくために、着実に進めていきたいと思っています。

会長名は平成20年5月当時のものです

大蔵住宅自治会（宮崎会長）

協定締結日 平成20年6月

大蔵団地は、1264世帯が住む団地です。

取組みは制度ができた当初から気になっていましたが、立ち上げようと思ってから区と協定を結ぶまでに約2年かかっています。

立ち上げようとした時期に団地の民生委員がちょうど辞められて、新しい民生委員が決まってから本格的に動き始めました。

自治会では毎月「自治会だより」を発行していますが、3～4回、取組みの必要性を訴えてきました。それを経て、役員会で総会の議題とすることに合意しました。

名簿の引き渡しは平成20年9月でした。町会役員と町会の防災部員を7グループに分けて、1人の要援護者を2人以上で受

け持てる体制をつくりました。現在（平成21年3月）補助員を確保しているところですが、これも「自治会だより」で呼びかけています。

支援メンバーは、12月に顔合わせ会をして、5月の総会後に訪問を開始したいと思っています。訪問時に気持ちよく対応していただけるのか少し不安がありますが、日常的に声かけをして、顔なじみになることが一番良いとみなさんと話しています。これからは防災マップなども作りたいです。

日大が近いので、お祭りの時に学生が演奏をしてくれたり、東京土建組合の方も協力いただいています。陰で力を発揮していただける方といかに協力体制をつくれるかが大切だと思っています。

避難行動要支援者支援活動の取組み 進め方のヒント
地域助けあいの仕組みづくり 平成21年3月発行 平成29年4月改訂

発行：世田谷区生活文化部市民活動・生涯現役推進課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2232

FAX 03-5432-3005